

令和元年第3回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 令和元年9月26日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年9月26日（木） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和元年9月26日（木） 午後3時14分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 1番 五十嵐 捷 爾 6番 吉 田 峰 一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西 山 和 夫
副 町	長	大 野 樹
総務企画課長		小 田 島 伸 二
生活福祉課長		鳴 海 英 人
生活福祉課主幹		永 田 吉 雄
税務会計課長		佐 藤 辰 治
産業振興課長兼 ものづくり推進係長		西 野 俊 一
まちづくり政策室長		三 原 知 明
建設水道課長		佐 藤 和 人
教 育 長		本 間 茂 裕
学校教育課長		帰 山 亮 一
社会教育課長		松 本 泰 行
知内高等学校事務長		長 谷 川 将 之
学校給食センター長		(帰 山 亮 一)
代表監査委員		西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

令和元年第3回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

令和元年9月26日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、五十嵐捷爾君、6 番、吉田峰一君
第 2	委 員 会 報 告	平成30年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
	第 4 号	(委員長報告)
第 3	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
追加日程第1	議案第16号	町長、副町長の給料の特例に関する条例について
第 4	意 見 書 案	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
	第 1 号	意見書の提出について
第 5	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

第3回定例会の3日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日、26日は休会の日ですが、会議規則第10条第3項の規定によって会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、五十嵐捷爾君及び6番、吉田峰一君を指名します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に昨日の本会議において、報告第3号、平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告がございましたが、説明の中に一部誤りがありましたので、訂正したい旨の申し出が教育長よりありましたので、これを許します。

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

おはようございます。答弁の訂正につきまして、お願いを申し上げます。昨日の本会議中、報告第3号、平成30年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価につきまして、8番議員様より本町にいじめはあるのかというご質問をいただき、私の方からあるという報告は受けていませんと答弁申し上げました。改めて確認を致しましたところ解消されてはいるものの、いじめと認知されたものが4件ございました。訂正し不正確な答弁を申し上げたことに対しお詫びを申し上げます。改めていじめの予防、早期解消に向けましていじめの認知を積極的に行い情報の共有化を始め、特定の職員が抱え込むことなく組織的な対応に努めることを私ども教育委員会と学校とが連携をし、確認し、児童・生徒の健全育成に今後も努めて参りたいと考えております。よろしくお願いを致します。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、教育長より訂正の報告がありました。

訂正内容の質疑については、30年度決算認定に関わる部分も影響しますので、決算委員会の中において質疑を受けたいと思いますので、そのように取り扱うことに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱うことに致しました。

これで暫時休憩致します。

再開は決算審査委員会の終了後と致します。

（ 休憩 午前9時34分 ）

（ 再開 午後2時15分 ）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 委員会報告第4号 平成30年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について （委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第4号、『平成30年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、松井盛泰君。

◎ 委 員 長（松井盛泰）

委員会報告第4号、平成30年度知内町各会計決算審査特別委員会報告についてを報告させていただきます。

決算審査特別委員会に付託した、平成30年度知内町各会計決算の結果について、別紙のとおり報告致します。

令和元年9月26日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成30年度決算審査特別委員会報告書。

令和元年第3回知内町議会定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告致します。

令和元年9月26日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、松井盛泰。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、認定第1号、平成30年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号、平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2、審査年月日、令和元年9月25日、26日（2日間）。審査場所、議会議場。4、審査委員、議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く。）5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から平成30年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受け、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された認定4号、1議案については『不認定』とし、認定第1号から認定3号、認定5号から認定7号までの6議案については、『認定』と決定した。

7、審査意見、平成30年度のふるさと納税寄付金は、4,887万2千円と増収傾向にあるが、今後も引き続き、地域の魅力があふれる新たな謝礼特産品の開発や、ふるさと納税の広告・宣伝等に力を入れて、町の独自財源の確保に努めていただきたい。

「いじめ問題」については、早期の発見、対処が求められるところであるが、今定例会において答弁の際にいじめの認知件数が押えられていないなど、学校、教育委員会並びにPTAにおける連携が上手く取れていないと思われることから、十分に連携体制を強化するように願います。

国民健康保険事業特別会計においては、平成30年度末の基金残高が7,852万9千円となっており、町としても国民健康保険税の賦課方式を、4方式から資産割を除く3方式に検討しているとのことであったが、国民健康保険運営協議会において、将来の被保険者負担の在り方について、十分な議論を尽くしていただきたい。

介護保険特別会計では、保険料の不納欠損額に不適切な事務処理が認められたことにより決算不認定とした。これは時効により徴収権が消滅していた保険料を今回まとめて不納欠損処理したことによるものだが、分納誓約等の適切な時効中断処理がなされずに多額の不納欠損額を生じさせたことは、住民負担の公平性や町税等における徴収の徹底といったことから大きな問題であり、今後は適切な事務処理や事務処理体制等の必要な措置を講じていただきたい。

地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、当町においても、実質公債費比率の増や基金残高の減など、財政運営の厳しい状況が伺えることから本町が将来にわたり発展し、継続した行政運営、健全な財政運営をしていくためにも、「財政の見える化」を推し進め、町民に対する説明を尽くし、その理解を深めていただきたい。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執

行に際し、十分反省されるよう強く要望するものであります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において、質疑・討論を行っておりますので、只今の委員長報告に対する質疑・討論は省略します。

この採決は起立によって行います。

それでは、各認定議案ごとに討論及び採決を行います。

まず、認定第1号、平成30年度知内町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第1号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。認定第1号については、認定することに決定しました。

次に認定第2号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第2号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。認定第2号については、認定することに決定しました。

次に認定第3号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第3号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。認定第3号については、認定することに決定しました。

次に認定第4号、平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

反対討論でございます。不認定の討論でございます。先ほども言いましたように今回の議案については、今の審査意見にもありましたようにやっぱり事務方の不手際ということでございます。今後ともこれからですね、そういうことは絶対無いようにスムーズな行政運営をやっていただきたいと思っております。税の徴収の公平・公正とかそういうことで私は強く求めたいと思っておりますので、反対したいと思っております。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第4号に対する委員会報告は、不認定とするものです。

この決算を、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数であります。認定第4号については、不認定とすることに決定しました。

次に認定第5号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第5号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第5号については、認定とすることに決定しました。

次に認定第6号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第6号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第6号については、認定とすることに決定しました。

次に認定第7号、平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

認定第7号に対する委員会報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。認定第7号については、認定とすることに決定しました。

● 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、諮問第1号、『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

本案件は10月1日までに法務大臣に届出が必要なことから、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住所、上磯郡知内町字元町126番地22、遠藤由氏であります。上磯郡知内町字元町131番地53、藤谷亘氏であります。お二人については再任で、継続でお願いしたいところであります。次に上磯郡知内町字元町13番地2、手塚春美氏であります。新任で、前浜地区で民生委員をされている方です。

任期については、1月1日から3年間となります。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、討論省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を採決します。

この採決は一人ずつ諮るものとします。

始めに、遠藤由氏を推薦することに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、藤谷亘氏を推薦することに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、手塚春美氏を推薦することに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は異議のないものと認めます。

暫時休憩します。

（ 休憩 午後2時31分 ）

（ 再開 午後2時57分 ）

休憩を取り消し、会議を再開します。

お諮りします。

只今、町長から議案第16号、『町長、副町長の給料の特例に関する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第16号、『町長、副町長の給料の特例に関する条例について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

議案第16号、町長、副町長の給料の特例に関する条例を追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これより議案を配布します。

● 議案第16号 町長、副町長の給料の特例に関する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

追加日程第1、議案第16号、『町長、副町長の給料の特例に関する条例について』を議題とします。

提案者の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

議案第16号、町長、副町長の給料の特例に関する条例について。

町長、副町長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。裏面をご覧ください。

町長、副町長の給料の特例に関する条例。

第1条は趣旨で、この条例は、町長、副町長に対して支給する給料の減額に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は減額で、町長、副町長の月額給料を減額して支給するもので、10月に限り当該月額額の100分の10をそれぞれ減額するものであります。

今回、上程させていただきました理由について説明させていただきます。

認定第4号、平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会において不認定となりました。介護保険料の不納欠損処分について、いろいろなご意見をいただきましたが、平成29年度決算時において時効となっている旨を当時の担当課長、係長から当時の町長、副町長に対し説明しましたが、処分することに決裁をいただけなかったとのことであり、そのまま放置することは出来ないと判断し、この度の決算で時効による不納欠損処分をさせていただきましたが、皆様から認定をいただけなかったことに対し、現事務方として深くお詫び申し上げます。今後は職員の法令遵守及びサービスの徹底について厳しく指導を図って参りたいと思っております。また、町民の皆様に対して深く謝罪を致したいと思っております。

次に附則ですが、この条例は、公布の日から施行する。

2項として、町長、副町長の給料の特例に関する条例（令和元年条例第12号）は、廃止する。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

今、詳しく説明ありましたように、元来、こういう案件は平成29年にやるべきことがですね、当時の理事者が了解をしなかったという。そして今、これ出て来たと。今の状態であれば担当者も居ない、当時の管理職も居ない、任命権者も居ない、そういう中で何故今のあなた方がこの案件のとおりやらなきゃならないのかです。私は整合性が全く取れないということで反対致します。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に賛成討論ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

先ほど副町長が趣旨を説明したとおり、私はですね、今回のこの不認定にした以上、やはりこれからも町の行政運営を担うための責任者としてですね、やはり法令遵守そして職員の職務をきちっとこれからも私は厳しくですね、これからやっていただいて、これが今後二度と起こらないような形でやって欲しいということ、その為のけじめだと思いますので、今回はこれで賛成したいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に反対討論ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

私は反対の立場で討論をさせていただきます。この件は非常に300万程の町民の財産を駄目にしたということでは私は大変残念だというふうに思いますし、町のトップである町長が責任を取ろうとするという立場も尊重は致します。しかし、このような事はこれから更にそういうことが起きないということをまず前提において、職員が一丸となって頑張っていたきたいとそういう意味ではこれからの職員の教育等も含めて、職員の皆さんにこの問題の中身を徹底させていただきたいというふうに思っています。そのために私は短絡的に言って今、10%の報酬のカットをするというふうな提案をされましたけれども、それは私は止めていただきたいと。それは止めていただいて、更に職員のやはり資質向上のために、そちらの方に力を尽くしていただきたいとそういうことも申し述べて私は反対と致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に賛成討論ありませんか。

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

私はこの条例改正案について賛成致します。まず、今この不納欠損、大変生活が厳しい人も納めています。この税の公平負担ということは、前々から皆様も言ってるとおりそういう環境にある中で、前理事者のことではあるかもしれませんが、現理事者もそれはやっぱり担っているもんですから、町長、副町長のその思いも熟慮の末と思うので私はこの案件には賛成致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に反対討論ありませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

凄いこれを出してきた町長、副町長には大変男気を感じ、また頭の下がる思いもします。でも、これはまた起こらないとは限らない案件だと思います。本当に300何十万という大切なお金、税金それを収集出来なかったということは、本当に町としては凄い負に値すると思います。でも、これからやっぱり起こらない為に徹底して、前の本会議の中でも副町長さんが縦の繋がりとか、横の繋がりとかおっしゃってましたように徹底して、職員さん本当に働きやすい環境そういうものを作っていただくために私は敢えてこのせっかく出していたことを反対させていただきます。また、この次起こった時はこんな100分の10とかじゃなく、全て返すような気持ちで町長、副町長頑張っていたいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に賛成討論ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

先程ね、本当に前任者がもう既に居なくなってるということで、そこまでしなくても良いんじゃないかなと思ったんですけども、町民のね、税金である300万円以上を欠損してしまったということで、何かしらの責任を負わなきゃならないのかなということもあるんですけども、一番大事なのはやっぱり職員のね、皆さんにこういうことを起こさないようにということで、その重大さをちょっと重んじてもらいたいということで、私は賛成致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に反対討論ありませんか。

他に討論ありませんか。

2番、成澤君。

◎ 2 番（成澤五郎）

私は今の提出されたものに対する賛成の立場からお話したいと思います。今回の町長、副町長のこの熟慮した上でのこの判断はとても重いものと思っております。これはやはり職員に対してと、もう一つは町民に対するこれは堅く誓って二度と起こさないという僕はメッセージになり得るとこのように思って賛成の立場で答弁します。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に討論ありませんか。

1番、五十嵐君。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

私は常日頃ね、ずっと思ってきたことなんですけども、何でトップが責任取ると言うことは当たり前だと思うんですけども、いっぱいずっと続いているんですよ。だから、皆さんの意見も中にはいっぱい入ってますけども、本当に二度と起こしちゃならないって、責任はやった本人が責任を取るべきです。私は、本当はそう思います。でも、今回はちょっと事情が違うので二度とこういうことのないようにね、頑張っていたいただきたいと思ってこの本案には反対致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に討論ありませんか。

ないようでありますので、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は原案に賛成する方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数です。したがって、本案は否決されました。

● 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、意見書案第1号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案議員の説明を求めます。

提出議員、松井盛泰君。

◎ 4番（松井盛泰）

意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものであります。

令和元年9月24日提出。提出議員から賛成議員、記載のとおりですのでお目通しをいただきたいと存じます。説明は朗読をもって説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続

すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先については記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、1件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思っております。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これで本日の会議を閉じます。
令和元年第3回知内町議会定例会を閉会します。
どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後3時14分 ）